

亀山市告示第154号

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年7月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施する民間保育所等に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、民間保育所等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び当該事業を継続的に実施するための体制の整備を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」とは、保育環境改善等事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第3項第2号の⑧に掲げる新型コロナウイルス感染症対策支援事業をいう。

2 この告示において「民間保育所等」とは、保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。）であって、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置したものをいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施する民間保育所等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業に要した費用の額から

寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額（その額が、次の各号に掲げる民間保育所等の令和3年4月1日時点における認可定員数に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該額）を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

- (1) 19人以下 30万円
 - (2) 20人以上59人以下 40万円
 - (3) 60人以上 50万円
- (その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日以後に契約し、又は発注した新型コロナウイルス感染症対策支援事業について適用する。